



## 事業系一般廃棄物【受け入れできます】

### ○紙くず…例. コピー用紙、はがき、伝票用紙など

(次の1～3は受け入れできません。)

1. 建設業のうち、工作物の新築、改築、除去に伴い生じたもの
2. パルプ製造業、紙製造業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業・印刷物加工業から生じたもの
3. PCBが染み込んだもの

### ○木くず…例. 木製の机・いす・棚など

(次の1～3は受け入れできません)

1. 建設業のうち、工作物の新築、改築、除去に伴い生じたもの
2. パレット及び木材・木製品製造業、家具製造業、パルプ製造業などから生じたもの
3. PCBが染み込んだもの

### ○繊維くず…例. 天然繊維製(綿、麻、絹など)の衣類など

(次の1～3は受け入れできません。)

1. 建設業のうち、工作物の新築、改築、除去に伴い生じたもの
2. 繊維工業から生じたもの  
(衣服その他の繊維製品製造業を除く)
3. PCBが染み込んだもの

### ○動植物性残さ…例. 厨芥ごみ、残飯など

(下記は受け入れできません。)

- ・食品製造業、医薬品製造業、香料製造業が原料として使用した動物または植物の固形状不要物



## 産業廃棄物【受け入れできません】

- 燃え殻
- 汚泥
- 廃油
- 廃酸
- 廃アルカリ
- 廃プラスチック
  - ※合成繊維(ナイロン、ポリエステルなど)製の衣類等や、合成ゴム製の履物等も含まれます
- ゴムくず
  - ※天然ゴムが含まれているもの
- 金属くず
- ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず
- 鋳さい
- がれき類
- 動物のふん尿(畜産農業から発生するもの)
- 動物の死体(畜産農業から発生するもの)
- ばいじん
- 動物系固形不要物
- 事業系一般廃棄物に該当しない紙くず、木くず、繊維くず
- 産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記に該当しないもの

注1. 特別管理一般廃棄物、特別管理産業廃棄物は受け入れできません。

注2. 受け入れ可能な種類でも、大きさや形状によっては受け入れできないものもあります。

注3. 「紙くず」のうち、資源化できる紙類は安易に捨てることがないよう、古紙業者へ引き取りをお願いするなどして、ごみの減量化および再生利用を心がけて下さい。